

「非核三原則」を堅持し、核兵器のない世界の実現を求める意見書（案）

ウクライナを侵略しているロシアが核兵器による威嚇を行っていることに、世界の多くの国々や市民から抗議の声が相次いでいる。ところが、この状況の下で、日本でも米国との「核共有（ニュークリア・シェアリング）」の議論をすべきだという主張や提言が、一部の政党や政治家から出ている。これは、歴代政権が国是としてきた「非核三原則」（核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず）を蹂躪し、核兵器禁止条約に象徴される「核のない世界」を目指す国際的な流れに逆行するものである。

日本が米国との「核共有」の体制を取れば、在日米軍基地あるいは自衛隊基地に米軍の核爆弾を貯蔵・管理する施設が造られ、自衛隊は核攻撃能力のある戦闘機を保有することになる。これは、「非核三原則」が禁じた「核持ち込み」という次元を超え、周辺国の核軍拡に一層の拍車をかけることは明白である。

「核共有」の主張や提言に対し、広島・長崎の被爆者でつくる日本原水爆被害者団体協議会が「日本国民を核戦争に導き、命を奪い国土を廃墟と化す危険なものだ」と撤回を求めた。「核共有」の議論は、核使用も辞さない姿勢を示すプーチン・ロシア大統領と同じ立場に身を落とすものである。

よって、政府においては、国是である「非核三原則」を堅持するとともに、唯一の戦争被爆国として国連の核兵器禁止条約を速やかに批准し、全世界が核兵器の脅威や負の連鎖から抜け出せるよう行動することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

（提出先）

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
衆議院議長
参議院議長